

福岡県医師会
第2722号
平成26年2月18日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

第三者行為（交通事故等）に係る診療報酬明細書
「特記事項」欄の記載について（お願い）

標記の件につきまして、福岡県国民健康保険団体連合会より、別紙の通り県内全医療機関に通知する旨連絡がありましたのでお知らせいたします。

これは、「患者の疾患又は負傷が、第三者の不法行為（交通事故等）によって生じたと認められる場合」については、レセプトの「特記事項」欄に「10 第三」の記載が義務付けられていることに対して、改めて周知し、記載をお願いするものであります。

つきましては本件について、貴会会員の協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

福岡県医師会

平成 26 年 2 月 14 日

福岡県医師会

会 長 松田 峻一良 様

福岡県国民健康保険団体連合会

理 事 長 井 上 保 廣



第三者行為(交通事故等)に係る診療報酬明細書

「特記事項」欄の記載依頼文書の送付について(お願い)

謹啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会の事業運営につきましては、平素からご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、第三者の不法行為(交通事故等)が原因で治療を受ける患者につきましては、健康保険証の提示により、保険者(市町村・国保組合・後期高齢者医療広域連合)は、各保険法の規定に基づき、保険給付をおこなっており、その額を限度に、第三者に対して、損害賠償請求権を有しています。

損害賠償請求については、国保連合会が、保険者から委託を受け、求償を行っており、診療報酬明細書の「特記事項」欄の「10第三」表示が、求償該当を把握する上で、大変重要で、必要不可欠となっております。

つきましては、標記について、各保険医療機関へ協力依頼文書を送付することに、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

(参考)

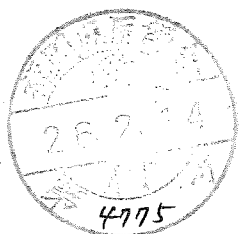
- ・国保法第 64 条の 1 項及び高齢者の医療の確保法第 58 条第 1 項、介護保険法第 21 条の 1 項
- ・国保法第 64 条第 3 項及び高齢者の医療の確保法第 58 条第 3 項、介護保険法第 21 条第 3 項
- ・厚生労働省の「診療報酬請求書等の記載要領等について」

(文書取扱)

福岡県国民健康保険団体連合会

事業部 求償課 求償係

電話番号 092-642-7815



平成 26 年 2 月 18 日

各保険医療機関 様

福岡県国民健康保険団体連合会

(公 印 省 略)

第三者行為(交通事故等)に係る診療報酬明細書

「特記事項」欄の記載について(お願い)

本会の事業運営につきましては、平素からご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、標記につきましては、厚生労働省の「診療報酬請求書等の記載要領等について」に基づき、「患者の疾患又は負傷が、第三者の不法行為(交通事故等)によって生じたと認められる場合」は、レセプトの「特記事項」欄に「10 第三」の記載が義務付けられています。

つきましては、大変お手数をおかけしますが、第三者行為該当レセプトを保険請求される際には、レセプト「特記事項」欄に「10 第三」の記載をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、既に上記内容の記載を頂いております保険医療機関におかれましては、引き続きご協力をお願いいたします。

また、ご不明な点等ございましたら、下記担当係までご連絡ください。

(参考)

第三者の不法行為(交通事故等)による治療を受ける患者につきましては、健康保険証の提示により、保険者(市町村・国保組合・後期高齢者医療広域連合)が保険給付を行っており、その給付額につきましては、第三者に対して損害賠償請求権を有しています。(国保法第 64 条の 1 項及び高齢者の医療の確保法第 58 条第 1 項、介護保険法第 21 条の 1 項)

また、国保連合会は、保険者から第三者行為求償事務の委託を受け事務処理をおこなっておりますことを申し添えます。(国保法第 64 条第 3 項及び高齢者の医療の確保法第 58 条第 3 項、介護保険法第 21 条第 3 項)

問合せ先

福岡県国民健康保険団体連合会

事業部 求償課 求償係

電話番号 092-642-7815

新明細書の記載要領

(医科・歯科・調剤/DPC)

平成 **24** 年 **4** 月版



ウ 生年月日は以下によること。

(ア) 該当する元号を○で囲み、生まれた年月日を記載すること。

(イ) 電子計算機の場合は、元号については「1 明」、「2 大」、「3 昭」、「4 平」と記載すること。

(12) 「職務上の事由」欄について

船員保険の被保険者については、「1 職務上」、「2 下船後3月以内」又は「3 通勤災害」のうち該当するものを○で囲むこと。ただし、「1 職務上」及び「3 通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合に「2 下船後3月以内」の番号を○で囲むこと。

なお、同一月に職務上の取扱いとなる傷病及び職務外の取扱いとなる傷病が生じた場合は、入院外分についてはそれぞれ1枚、入院分については、それぞれに係る診療が区分できない場合に限り職務上として1枚の診療報酬明細書の取扱いとすること。

電子計算機の場合は、番号と名称又は次の略号を記載することとしても差し支えないこと。

1 職上（職務上）、 2 下3（下船後3月以内）、 3 通災（通勤災害）

(13) 「特記事項」欄について

記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。

コード	略 号	内 容
01	公	医療保険単独の者及び後期高齢者医療単独の者に係る明細書で、「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について」（昭和48年10月30日付保発第42号、庁保発第26号）による公費負担医療が行われる療養に要する費用の額が、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第42条及び高齢者医療確保法施行令（昭和57年政令第293号）第15条に規定する金額を超える場合
02	長	以下のいずれかに該当する場合 ① 高額長期疾病に係る特定疾病療養受療証を提出した患者の負担額が、健康保険法施行令第42条第9項第1号に規定する金額を超えた場合（ただし、患者が特定疾病療養受療証の提出を行った際に、既に同号に規定する金額を超えて受領している場合であって、現物給付化することが困難な場合を除く。）

		② 後期高齢者医療特定疾病療養受療証を提示した患者の負担額が、高齢者医療確保法施行令第15条第6項に規定する金額を超えた場合（ただし、患者が後期高齢者医療特定疾病療養受療証の提示を行った際に、既に同項に規定する金額を超えて受領している場合であって、現物給付化することが困難な場合を除く。）
03	長処	慢性腎不全に係る自己連続携帯式腹膜灌流（CAPD）を行っている患者に対して、同一月内の投薬を院外処方せんのみにより行い、保険医療機関では当該患者の負担額を受領しない場合
04	後保	公費負担医療のみの場合であって、請求点数を高齢者医療確保法の規定による医療の提供をする場合
05	(削除)	(削除)
07	老併	介護老人保健施設に入所中の患者の診療料を、併設保険医療機関において算定した場合（なお、同一月に同一患者につき、介護老人保健施設に入所中の診療と介護老人保健施設に入所中以外の外来分の診療がある場合は、それぞれ別個の明細書に記載すること。）
08	老健	介護老人保健施設に入所中の患者の診療料を、併設保険医療機関以外の保険医療機関において算定した場合（なお、同一月に同一患者につき、介護老人保健施設に入所中の診療と介護老人保健施設に入所中以外の外来分の診療がある場合は、それぞれ別個の明細書に記載すること。）
09	施	平成18年3月31日保医発第0331002号に規定する特別養護老人ホーム等に入所中の患者について診療報酬を算定した場合（なお、同一月に同一患者につき、特別養護老人ホーム等に赴き行った診療と、それ以外の外来分の診療がある場合は、それぞれ明確に区分できるよう「摘要」欄に記載すること。）
10	第三	患者の疾病又は負傷が、第三者の不法行為（交通事故等）によって生じたと認められる場合
11	薬治	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第2号の規定に基づく薬事法に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療報酬の請求である場合
12	器治	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第1条第3号の規定に基づく薬事法に規定する治験（機械器具等に係るものに限る。）に係る診療報酬の請求である場合
13	先進	地方厚生（支）局長に届け出て別に厚生労働大臣が定める先進医療を実